

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 農業振興課

不利益処分の内容		道の駅にしかたの原状回復
根拠法令等及び条項		道の駅にしかた条例第 13 条
処分基準	根拠条項	道の駅にしかた条例第 13 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 23 年 9 月 2 日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】 1 道の駅にしかた原状回復（条例第 13 条） (1) 利用者は、その利用が終了したとき又は第 10 条の規定により利用を取り消されたときは、自己の費用をもって原状に回復しなければならない。 (2) 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復するものとする。この場合において、利用者は、その経費を負担しなければならない。	